

鳥取県西部広域行政管理組合 掲示第9号

公募型プロポーザルの執行について

高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る調達支援事業について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年2月10日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司

1 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの内容

高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る調達支援事業に対する提案

(2) 対象となる業務名

高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る調達支援事業

(3) 業務期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

なお、本プロポーザルの参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 平成30年度以後において、消防救急デジタル無線を含む高機能消防指令センターⅡ型以上の調達支援事業若しくは実施設計事業完了実績（元請の場合に限る。）があること。
※令和4年度中に完了予定のものも可とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 本組合の構成市町村のいずれかにおいて入札参加資格者名簿に登録されていること。

(4) 本組合から指名停止措置を受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続中の事業者でないこと。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中の事業者ではないこと。

(9) 本組合の構成市町村が課する税、料の滞納をしていない者。

3 一次審査

参加申込者が4者を超えた場合に実施し、参加資格を有する者から提出された企画提案

書等の評価し、その結果により4者を選出する。なお、参加申込者が4者を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

4 二次審査

二次審査の参加者として選定された者に対し、プレゼンテーション及び質疑回答ヒアリングによる二次審査を行う。

5 最優秀案等の選定

二次審査の結果に基づき、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定された提案のうち、最高点を得たものを、最優秀案として選定する。

なお、二次審査の結果によっては、優秀案又は最優秀案を選定しない場合がある。

6 手続等

(1) 担当部署（書類の提出先及び問合せ先）

〒683-0853 鳥取県米子市両三柳 5452 番地
鳥取県西部広域行政管理組合消防局 指令課
電話：0859-35-1960 FAX：0859-35-1964
E-mail：shireika@tottori-seibukoiki.jp

(2) 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る調達支援事業に対するプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の入手先 本組合ホームページにおいてダウンロード。

(3) 参加申込書等の提出

ア 受付期間

令和5年2月10日（金）から2月20日（月）まで
※ 土曜日及び日曜日並びに祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

組合消防局指令課

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。持参、郵送いずれの場合も、提出に当たって事前に組合消防局指令課へ連絡すること。また、郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便とし、期限までに必着とする。

(4) 企画提案書等の提出

ア 受付期間

令和5年2月24日（金）から3月10日（金）まで
※ 土曜日及び日曜日並びに祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

組合消防局指令課

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。持参、郵送いずれの場合も、提出に当たって事前に組合消防局指令課へ連絡すること。また、郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便とし、期限までに必着とする。なお、提出書類の返却は行わない。

7 契約の締結

5により最優秀案として選定された提案の提出者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、5により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。

8 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、実施要領によるものとする。